

「大牟田市 緊急情報【公式】」 Twitter 利用規約

令和2年5月1日施行
令和2年5月5日改訂
令和2年7月9日改訂
令和3年8月10日改訂

この規約は、大牟田市ソーシャルメディア活用ガイドラインに基づき、「大牟田市 緊急情報【公式】」 Twitter の利用に関し必要な事項について定めたものです。内容をご確認いただき、この規約に同意の上ご利用ください。

第1 目的

「大牟田市 緊急情報【公式】」 Twitter は、緊急情報（災害関連、新型コロナウイルス関連等）に関する様々な情報を市民に迅速かつ正確に広く周知し、被害の抑制と、市民生活、経済活動などへの支援を図ることを目的としています。

第2 発信内容

この公式アカウントを用いて発信する情報は、緊急情報に関する情報（災害関連【避難所情報、災害の被害状況等】、新型コロナウイルス関連【感染状況・予防、雇用、福祉、教育、税、上下水道、イベント、公共施設等】）です。

第3 運用方法等

- (1) この公式アカウントの取得及び管理は、大牟田市企画総務部広報課（以下「当課」という。）において行います。なお、緊急性、正確性等を鑑み、情報の配信（更新）は、緊急情報（災害関連、新型コロナウイルス関連等）に関する様々な情報に関する情報を取り扱う関係各課において行います。
- (2) この公式アカウントにおける情報の更新は、緊急の場合を除き、原則として大牟田市役所開庁日の8時30分から17時15分の間に行います。
- (3) この公式アカウントの利用期間は、この規約の制定の日から1年間とします。ただし、必要と認めるときは継続できるものとします。

第4 寄せられた意見等への対応について

この公式アカウントに寄せられた意見等に対しては、原則として返信を行いません。

第5 禁止事項

「大牟田市 緊急情報【公式】」の利用者は、次に掲げる行為を禁止します。利用者の行為がこの定めに該当すると判断した場合は、利用者に断りなく、投稿の全部又は一部を削除することがあります。

- (1) 法令や公序良俗に反する行為
- (2) 本市又は第三者の名誉、信用を傷つけたり、誹謗中傷する行為

- (3) 本市又は第三者の知的財産権や肖像権等を侵害する行為
- (4) 本人の承諾なく個人情報特定、開示及び漏洩する行為
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とした行為
- (6) 他のユーザー又は第三者等に成りすます行為
- (7) 本ページの目的に関係のない行為
- (8) その他、本市が不適切と判断した行為

第6 免責事項

- (1) 当課は、本ページの掲載情報の正確性、安全性、有用性等を完全に保障するものではありません。
- (2) 当課は、利用者により投稿されたコメントやコンテンツについて、一切の責任を負いません。
- (3) 当課は、利用者間、もしくは利用者と第三者の間のトラブルによって利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (4) 当課は、利用者が本ページにアクセスしたために被った被害について、一切の責任を負いません。
- (5) 当課は、Twitter社のシステム運用状況に関するご質問等について対応できません。また、Twitterサイト、Twitter社並びに第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、利用方法及び技術的なご質問等に関しても、対応できません。

第7 知的財産権の帰属

- (1) 掲載している情報（文章、動画など）に関する知的財産権（著作権、商標権等）は、原則として本市又は本市以外の原著作者等に帰属します。
- (2) 掲載している情報については、著作権法上認められる「私的使用のための複製」や「引用」などの場合を除き、無断で複製・転用することができません。

第8 個人情報保護

当課が利用者から個人情報を取得する場合には、大牟田市個人情報保護条例に基づいて、適切に管理いたします。

第9 その他

この規約は、利用者への予告なしに、変更を行うことがあります。変更後の利用規約は、別途定める場合を除いて、Webサイトに表示した時点より効力を生じるものとします。

第10 問合せ先

大牟田市企画総務部広報課

T E L 0944-41-2505 F A X 0944-41-2552

Eメール e-kouhou01@city.omuta.fukuoka.jp